

令和6年度 第9回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年9月19日（木） 午前10時から10時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 小 松 哲 也 | | | |
| | 委 員 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 山 本 雅 美 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任 用 課 長 | 尾 田 聡 子 | 係 長 | 淺 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 山 口 玲 夏 | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | |
| | 主 事 | 小 谷 健 太 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 職員の採用選考について

議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

鳥取県知事から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、適当と認められるので以下のとおり承認する。

職員が第78回国民スポーツ大会に鳥取県代表の監督（ライフル射撃競技）として参加する場合

1 職員名

総務部統計課 係長

2 申請期間

参加日程（令和6年9月24日（火）～10月1日（火））のうち勤務を要する日（6日間）

3 根拠法令

「職務に専念する義務の特例に関する規則」

○職務に専念する義務の特例に関する規則

(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

4 承認理由

- ・ 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会、国及び開催地の都道府県が共同して主催する日本のスポーツの祭典であり、選手として参加する場合は、当委員会で包括承認としている。
本件については、国民スポーツ大会の鳥取県代表の監督として参加要請があったものであり、監督の役割について申請者に確認したところ、選手の引率、作戦立案及び決定、試合時もしくはその前後のコーチなどの内容である。
については、本件は、鳥取県知事及び公益財団法人鳥取県スポーツ協会から書面による派遣依頼があったものであり、県事業の一環として位置付けられること、また本大会に監督として参加することにより、先進的な技術の習得などが期待でき、選手としての出場と同様に、本県の競技レベルの向上ひいてはスポーツ振興に資するものと認められることから、承認することが適当である。
- ・ 平成28年度、29年度に開催された国民体育大会（ライフル射撃競技）に当該職員が監督として出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認している。

5 当委員会の判断

申請理由は妥当と考えられることから、承認することが適当である。

6 承認日

議決日

六 次回人事委員会の開催

令和6年9月26日（木）午前10時00分から開催することとした。